

JAS 規格及び表示等の見直し資料について

1. 概要

表示等委員会は、見直しに關し提出された様々な意見に基づき「しょうゆの未来に向けた提案」※を旨とし、全ての項目について意見を聴取できるよう資料として整理し、多くの関係者の意見を聴取する。その結果は、8月2日に開催の表示等委員会までに各委員から取りまとめて結果として報告の予定。

【資料について】

- (1) 意見募集は全部で38項目。
- (2) 提示順序は、各々の関連性を考慮して、重要度と緊急度（改正のタイミング）で整理し重要度の高いものから順次提示
- (3) 自由記載の最後の項目を除き、各々に2択ないし3択で回答
- (4) 各々の選択肢には「委員会で実施したアンケートで出された意見の抜粋」を記載
- (5) 各設問に対しては「検討のポイント」として制定の背景や検討のポイントを記載
- (6) 回答は、回答用の専用様式をご利用
- (7) 選択肢と結果の取扱い(案)

意見	委員会での協議
見直しを実施	→表示等委員会が具体提案を作成（WGでの詳細の検討など検討方法と改正実施時期などを検討）
見直しに反対	→現状維持、ただし、残すための理由説明を作成
規定の廃止	→影響を想定した廃止提案を作成

(8) 8月表示等委員会までの流れ（案）

- ①6月：事務局より意見提案用資料(※)を各組合経由で組合員に配布
- ②委員は、各組合の意見を確認・整理
- ③8月委員会：委員は意見を報告
- ④事務局は優先順位と方向性を整理し、見直しの内容たたき台を委員会に提案
- ⑤必要に応じて見直しの内容はW/G等で詳細を議論し、見直し内容を委員会に答申
- ⑥11月理事会等：機関決定
- ⑦12月予定の消費者庁ヒヤリングに反映
- ⑧年明け：JAS規格見直しに反映
- ⑨継続協議については次年度以降の表示等委員会で検討

2. まとめ方について

- (1) 委員会で回答のあった見直し意見を整理し、参考に何れかの回答が可能となるよう「募集意見」と「選択肢」を準備しました。
- (2) 見直し検討は下記の分類ごとにするると議論が効率的と考えます。
- (3) なお、改正の検討のタイミングを整理しています。検討の結果、記載のタイミングが以降にずれる可能性もあるものと考えます。

【検討の分類】

- ①しょうゆの定義に関するもの
- ②しょうゆのJAS規格に関するもの
- ③しょうゆの製造方式に関するもの
- ④しょうゆの取引に関するもの（表示基準及び公正競争規約のみの規定）

3. 重要な争点と改正のタイミング

分類	争点	改正のタイミング	課題
①しょうゆの定義に関するもの	植物由来の原料以外使用できない規定	2024年12月 個別の表示ルールのヒヤリング時	他業界、役所との調整
	大豆が必須原料であることの規定	2024年12月 個別の表示ルールのヒヤリング時	海外での守りとの関係
②しょうゆのJAS規格に関するもの	本醸造以外にも「特級」規格の設置要望	2025年2月？ JAS調査会提案時	規格値、項目の見直し
③しょうゆの製造方式に関するもの	混合醸造方式と混合方式の名称変更の要望	2024年12月 個別の表示ルールのヒヤリング時	特になし
	しょうゆの名称規制について（しょうゆはしょうゆ、定義以外の許容を認めないルール）の規定		必須原料など許容範囲
④しょうゆの取引に関するもの	公正規約が会員以外に適用されないことへの対策	2024年12月 個別の表示ルールのヒヤリング時	強制法（食品表示法）への追加規定の可否
	消費者庁の無添加ガイドラインとの整合	いつでも（公取規約なので）	ガイドラインより厳しいこと

4. 軽微な争点と改正のタイミング（急ぐ必要の少ないもの）

分類	争点	改正のタイミング	課題
①しょうゆの定義に関するもの	植物由来原料以外の原材料を使用できない規定	2024年12月 個別の表示ルールのヒヤリング時	海外での守りとの関係
	植物由来でも唐辛子など禁止しているものがある規定	いつでも（申合せでの規定なので）	基準の決め方
	清澄であること	2024年12月	基準の決め方
	酵素剤の制限	個別の表示ルールのヒヤリング時	プロテアーゼの可否と規格の関係

分類	争点	改正のタイミング	課題
②しょうゆのJAS規格に関するもの	対象5品種	2025年2月？	規格値、項目の見直し
	3等級	JAS調査会提案時	
	成分規格		追加又は削除
	原材料のポジティブリスト（原料と添加物）		同等性検討
	格付の測定方法		
	「超特選」「特選」「濃厚」	2024年12月	JAS規格との整合
	特級用語	個別の表示ルールのヒヤリング	申合せとの整合
	上級用語	時	申合せとの整合
③しょうゆの製造方式に関するもの	製造方式の括弧書き	2024年12月	本醸造の記載方法
	「醸」「順」「純正」「生(き)」の用語定義	個別の表示ルールのヒヤリング	現行規定との整合
	「生(き)引き」の用語定義	時	たまり用語の拡大
	「天然醸造」の用語定義		海外、醗酵温度
	手造りの用語定義	いつでも（申合せの規定なので）	消費者認識との乖離
アミノ酸液 80%の使用制限			
④しょうゆの取引に関するもの	「生(なま)」	2024年12月	火入の効果の決め方
	「減塩」	個別の表示ルールのヒヤリング	食塩の低減数値
	食塩比較基準	いつでも（公取規約なので）	普通の食塩分数値
	丸大豆しょうゆ		見直しによる利害
	地域名		
	長熟		
	仕込桶		
品評会	2024年12月	個別の表示ルールのヒヤリング	
	時		

以上

※「しょうゆの未来に向けた提案」とは

しょうゆに求められる価値が変化する中で、日本国内の多様化と海外需要の拡大を考慮し検討を提案しています。未来に向けて守るべきものは守り、変えるべきものは変えていく方向で検討。改めて、原料、製造技術、品質表示などについて幅広く意見を求め、すぐに改善できることは早急に、また、しょうゆの将来を見据えた長期的な改善にも取り組み、業界全体の発展を目指し検討

5. 規定とその特徴についてまとめ

ルール	適用される範囲				罰則	特徴	
	国内	海外	組合	員外		性格	見直しなど
①食品表示基準	◎	×	◎	◎	◎	・国内で消費者向けに販売するしょうゆを対象とし、国内においては、名称規制を維持する限りその定義は最も強い強制力を持つ。 ・その内容は、定義及び個別の表示可能な事項について規定。	従来定期見直しのルールが無かったことから制定根本的な見直しは行われてこなかった。今後、JAS規格の5年毎の定期見直しに合わせて検討とのこと。個別の見直しは消費者庁と業界の話し合い
②しょうゆの表示等に関する業界申合せ	○	×	○	△	△	国内法律に準拠、補足するものとして国内においては、表示や規格において準用されてきたが、直接法律では無いことから今後も、適用されるかどうかが未知	法律と連動するものは、必要に応じて業界で見直す。規定の位置づけが曖昧なことから業界主導での変更が可能と思われる
③しょうゆの日本農林規格	○	△	△	△	△	任意の国内法としてJASマークと連動して強制力を持つものである。しょうゆにおいては現在品質保証のみの規格として適用している。JAS関連の用語は強制法（食品表示基準）の表示禁止用語としてJASマークとの連動以外を禁止している	5年毎の定期見直しが義務付けられている。見直しにはJAS調査会（消費者を中心）の意見があり、業界の変更要望が必ず通るわけではない
④認証業務規程（第49条 使用可能な添加物リスト）	○	△	△	△	△	③と同じ、品質のJAS法の考えとして、原材料と添加物を必要最小限とする方向で絞りこむこととしている。JAS品以外は制限なし。	③と同じ。追加には消費者の意向を強く反映される
⑤しょうゆの表示に関する公正競争規約	△	×	◎	×	○	国内の取引に関する業界が定めた表示の規制、適用は、ラベルにとどまらずHPやカタログなども取引に関することから広く規制の対象となる。また、品質用語などでなければルール作りに制約が少ない。しかし、公正取引協議会会員以外の事業者は規制の対象外であり、員外にも強制力を持たせるには食品表示基準にも同じ内容の規定が必要となる。	業界主導で変更できるが、大幅な変更には、公聴会（参加者自由）での意見交換が必要。添加物協会、消費者団体等強硬な意見の調整が必要となる場合がある

※いずれも国内法であることから、海外においてその制約力は無い。ただし、JASマークに関しては、マークのデザインや意匠が国際的にも登録されているため自由に付けることはできない。

※◎、○、△、×は規定の制約を受ける度合いを表します。×は制約を受けない、◎は強く制約を受ける、△は制約を受ける場合と受けない場合があるを表します